

# 平成30年度市有地等の売却に係る一般競争入札に関する

## 質問に対する回答

更新日：平成30年12月28日（金）

### Q1 （3号物件について）

学生マンション又は学生寮を計画しています。寄宿舍の用途で開発を行う場合、2DK以上という条件には該当しない認識でよろしいでしょうか？

A1 本件における共同住宅は、住戸として使用することを目的として建築されるもののうち、一戸建て住宅を除くものを想定しており、寄宿舍については、共同住宅に該当します。

### Q2 （4号物件について）

当該地内既存建物の竣工図面はありますか。

また、竣工図面がある場合、図面を頂く若しくは閲覧する事は可能ですか。

※付属物（浄化槽や貯留槽等の地下埋設物含む）に関する図面も含めて

※既存建物仕上げリストの確認も含めて（アスベスト関連）

A2 都市計画局住宅室すまいまちづくり課において、工事設計図を保管しております。工事設計図は竣工時の付属物も含まれ、仕上げリストも保管しております。

工事設計図等は、以下のとおり閲覧に供します。

- ・受付期間 平成31年2月1日（金）まで  
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）
- ・受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ・受付方法 閲覧を希望される場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡のうえ、受付期間内にお越しく下さい。  
ただし、質問についてはお受けしておりませんので、御了承ください。
- ・閲覧場所・連絡先  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課（京都市役所北庁舎5階）  
電話075-222-3635

Q 3 (4号物件について)

当該地東側(東側道路沿い)に水路のバルブの様な物が残存しております。この施設は解体工事実施にあたって、周辺水路等へ影響をきたす物ですか。残存させる必要はありますか。

A 3 南東の道路(深草経206号線)沿いのバルブは排水柵の巻上げ式ゲートで、七瀬川への排水を調整するために設置したものです。現在、機能はなく、解体工事実施にあたって周辺水路等へ影響をきたすことはなく、残存させる必要もありません。

なお、排水柵から七瀬川方向へ機能のない管路が設置されていますが、敷地の境界までを売払いの対象としています。

Q 4 (4号物件について)

当該地の境界は確定済みと資料に記載されておりますが、周辺からの越境物がありますか。

また、当該地から周辺へ越境している構造物はありますか。(書面確認含めて)

A 4 隣接地等から当該地への越境物はありません。また、当該地から越境している構造物はありません。

Q 5 (4号物件について)

当該地東側(東側道路沿い)の境界についてL型側溝上にポイントが打たれておりますが、L型側溝が一部当該地内に入り込んでいる状況なのですか。

A 5 当該地と南東の道路(深草経206号線)との境界の一部にL型側溝に境界点を定めており、L型側溝の一部が敷地に含まれます。

Q 6 (4号物件について)

建物内部は1階のみ開放されていましたが、2階以上も残置物はありませんか。

A 6 入居者退去時に住戸の確認をしており、残置物はありません。

Q 7 (4号物件について)

地中杭はありますか。

A 7 地中杭はあります。詳細は工事設計図等の閲覧で御確認ください。

Q 8 (4号物件について)

土壌汚染・地下埋設物があった場合はどうなりますか。

A 8 引渡し後、仮に土壌汚染及び地下埋設物の存在が判明した場合でも、本市は一切の責任を負いません。また、入札金額からの実費減額等も行いませんので、土壌汚染及び地下埋設物のリスクを踏まえて入札してください。